建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　動栄工業株式会社　布山　忠良　東京都港区三田４―11―31　国土交通大臣許可（特―19）第15288号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニッコン　竹村　良二　東京都新宿区下落合３―22―15　国土交通大臣許可（特―19）第3949号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本フィールド・エンジニアリング株式会社　宮本　史昭　東京都品川区西五反田１―14―８　国土交通大臣許可（般―22）第14712号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭エー・ブイ産業株式会社　鍋島　隆幸　東京都千代田区神田司町２―２―12　国土交通大臣許可（般―22）第9245号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　八千代工業株式会社　倉島　哲也　東京都文京区目白台２―６―20　国土交通大臣許可（般―22）第11687号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エムテック　松野　浩史　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―７―２　国土交通大臣許可（特―19）第15311号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年７月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　綜警ビルサービス株式会社　松本　誠一　東京都千代田区富士見１―１―８千代田富士見ビル　国土交通大臣許可（特―22）第18974号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニューテック康和　佐藤　正明　東京都北区中里２―９―５　国土交通大臣許可（特―19）第15839号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティエスコミュニティー　熊澤　　東　東京都千代田区鍛治町２―５―５　国土交通大臣許可（般・特―23）第19056号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。